

横福指第 288号
横福障第 412号
令和2年（2020年）2月14日

指定就労移行支援事業者様

横須賀市福祉部指導監査課長
障害福祉課長

指定就労移行支援事業の適正な実施について（通知）

日頃から本市の福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出に関し、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日障障発1105第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「国通知」という。）が別添のとおり発出されました。

については、国通知及び下記に留意のうえ、必要な対応をお願いします。

記

1 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

- (1) 利用者が就職した場合は、支給決定市町村に適時に報告してください。
- (2) 利用開始時に利用申込者に対し、利用者が就職した場合は、指定就労移行支援の利用終了事由となる旨を例えば重要事項説明書に記載するとともに、その旨の説明を徹底してください。

2 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

利用者が就職した後は、引き続き指定就労移行支援を利用して就労移行支援サービス費を算定することはできません。しかしながら、市町村が利用者の就職を把握したうえで、就職後も引き続き指定就労移行支援を利用することの必要性が認められると判断し、改めて支給決定を行った場合に限り、引き続き指定就労移行支援の利用が可能となります。

3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書により、基本報酬の算定区分を届け出

る際、前年度における就職後6月以上定着者の状況を確認するため、指定就労移行支援を利用後に一般就労し、雇用が継続していることを確認できる書類（就職先の雇用契約書又は労働条件通知書の写し若しくは就職先が証明した雇用契約証明書）を添付してください。

事務担当 1及び3については、

横須賀市福祉部指導監査課指導監査第3係

電話 046 (822) 8411

FAX 046 (827) 0566

2については、障害福祉課就労支援係

電話 046 (822) 9837

FAX 046 (825) 6040

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

就労移行支援事業の適正な実施について

就労移行支援事業については、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案があった。

また、就労移行支援サービス費については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第2の3の（3）の①において「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とされているが、この通知に反した取扱いが行われていたとの指摘がある一方、平成19年12月19日事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A(VOL.2)」において「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされているところであり、同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、その旨を明示していなかったことから、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じている。一方、利用者の状態等によっては、一般就労へ移行した後も改めて就労移行支援を利用することが有効であると考えられる場合があるとの声もある。

そのため、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出については、今後、下記のとおりとするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知については、令和2年2月1日から適用する。

記

(就労移行支援の利用者の就職状況の把握について)

市町村が支給決定を行った利用者が就職した場合、市町村が就職した状況を把握できるようにするため、都道府県等から就労移行支援事業所に対して利用者が就職した場合には支給決定権者である市町村に適時に報告することとする。また、都道府県等においては、就労移行支援事業所に対し、例えば、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者への説明を徹底するよう、周知をお願いする。

(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。

ただし、利用者の状態によっては、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市町村が、利用者が就職したことを見た上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とする。

また、市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の3点を踏まえることとする。

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用する事が利用者の加重な負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用する事が適当であるか否か。

(就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について)

都道府県等が、事業者に就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いする。